

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務」は、従来はⅢ-2-13-1(2)で示された4つの要件を「総合的に考慮」の上で「その他の付随業務」に該当することが認められていたが、今回の改正でⅢ-2-13-1(1)に明記されたことを受けて、Ⅲ-2-13-1(2)で示された4つの要件を「総合的に考慮」するまでもなく「その他の付随業務」に該当することが明確化されたという理解で良いか。</p>	<p>今回の改正は、保険会社が取引先企業に対して行う「オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務」が、保険業法第98条第1項柱書に規定する「その他の業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、保険会社の業務範囲を変更・拡大するものではありません。</p> <p>取引先企業に対して、コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、事務受託業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務（以下「コンサルティング業務等」といいます。）を行う場合はⅢ-2-13-1(1)で判断することになりますが、取引先企業以外にコンサルティング業務等を行う場合は同(2)で判断することになります。</p>
2	<p>今回追加された「オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務」については、従来から「その他の付随業務」に該当していたものの、今回改めてそれを明確化したという理解で良いか。</p> <p>また、(1)柱書に列挙されている「コンサルティング業務」等の業務と、(1)①（注1）などで挙げられている「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」等の業務について、両者の位置づけ等に関して特段の違いはないという理解で良いか。</p>	<p>また、ご質問の「両者の位置づけ等に関して特段の違い」のご趣旨が分かりかねますが、同(1)柱書におけるコンサルティング業務等も、同(1)①(注1)などに記載の「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」も、「その他の付随業務」に含まれることをⅢ-2-13-1(1)において判断するという点で特段の違いはありません。</p>
3	<p>今後も保険会社における「その他の付随業務」の明確化を図っていただきたい。</p> <p>例えば、昨今の保険会社による健康支援に関する諸々の取組を踏まえると、Ⅲ-2-13-1(1)の「(注2)個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。」と同様に、「個人の健康管理に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。」といった明確化も意義があるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
4	<p>過年度より、一般社団法人全国地方銀行協会は「銀行がオペレーティングリースの媒介業務を営めることの明確化」という規制改革要望を提出しているが、今回、銀行等において同様に措置されない理由は何か。</p>	<p>銀行等の他の業態においても、オペレーティングリースの媒介業務が「その他の付随業務」に該当することの明確化について検討を進めているところです。</p>